

**白衣類貸借及び洗濯等保守管理業務委託に係る  
一般競争入札の実施について  
仕様書**

本仕様書は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下「病院」という。）における白衣類貸借にかかる業務内容の基準事項を明示したものである。

ただし、本仕様書に規定のない事項であっても、現場の状況に応じて病院が必要と認めたものは、契約金額の範囲内で契約相手方（以下「受託者」という。）が実施するものとする。

**1. 件名**

白衣類貸借及び洗濯等保守管理業務

**2. 目的**

本業務は、病院の職員が業務を行うにあたり着用する制服等（以下「白衣類」という。）を受託者が貸借により供給するとともに、洗濯を主とした保守管理を行うことにより職員の清潔で快適な作業環境を整備し、業務の円滑な運営に資することを目的とする。

**3. 業務履行場所**

三重県桑名市寿町三丁目1番地

地方独立行政法人桑名市総合医療センター 病院の指定する場所

**4. 履行期間**

令和8年4月1日 から 令和13年3月31日 まで

**【注意事項】**

準備対応期間：契約締結日から令和8年3月31日まで、その期間中に発生する費用等については、本契約金額に含んで算出すること。

**5. 貸借物品および貸与の予定組数**

- (1) 白衣類の仕様および想定人数一覧表は、別紙①のとおりとする。
- (2) 職員の働き方の多様化により、貸与する品目及び数量を変更することがあるが、柔軟に対応すること。
- (3) 貸与予定数量については、予定であり数量を保証するものではない。

**6. 契約方法および請求方法**

- (1) 毎月末日に締め切り請求を行うこととする。
- (2) 賃借料の月ごとの支払請求額は、1枚あたりの契約単価に当月末の貸与枚数を乗じたものとする。又、洗濯保守管理料は、1枚あたりの契約単価に当月末現在の延べ洗濯枚数を乗じたものとする。

- (3) 退職者及び休職者については、病院が通知した日を貸与停止日とし、入職者及び復帰者については、病院が通知する開始日を貸与開始日とすること。

## 7. 白衣類の洗濯

- (1) 白衣類の洗濯は、受託者の責任で行い、クリーニング業法第3条第3項の定める衛生基準に従うとともに、医療現場で着用するという目的および性質を考慮のうえ、適正な処理をおこなうこと。
- (2) 洗濯工程は、次に掲げる事項に留意し行うこと。また記載方法と異なる場合等は事前に病院の了解を得ること。なお、標準作業書を別途提出すること。
  - ① 水による予洗の後、洗剤洗いをすること。ただし、工程中漂白剤等にて漂白・殺菌すること。
  - ② 十分にすすぎを行うこと。また柔軟剤および抗菌剤を使用すること。
  - ③ 仕上げはトンネル仕上げと小じわ等がよらないように留意すること。ただし、仕上がり状態に応じてアイロンで補正を行うことが出来ること。
  - ④ 医師の診察衣については特に仕上がり状態に留意すること。
  - ⑤ 不具合等に対して速やかに対応し、再洗濯や交換を行うこと。

## 8. 白衣類の管理

- (1) 白衣類は、個人および洗濯実績のデータ管理を行う為にバーコードラベルを備え付けるものとし、これにより白衣類の受け渡しを追跡し、紛失・誤配等のないよう製品管理できる仕組みを構築すること。
- (2) バーコードラベルの準備、取り付け作業に要する経費は受託者の負担とする。なお、取り付け位置については、病院と協議すること。
- (3) バーコードラベルには、病院名・個人名・部署名等病院が指定する情報を印字し、目視確認が可能であるものとする。ただし、上記以外に受託者が洗濯および管理等に必要な文字、記号等の印字については許可する。
- (4) バーコードラベルは、洗濯時の磨耗などによる印字の劣化を考慮すること。
- (5) バーコードラベルは、洗濯耐久性を備えたものとし、洗濯工程において剥がれや脱落がないこと。
- (6) 採寸等に係る業務の取りまとめは、受託者が行うこととする。
- (7) 貸与枚数および洗濯データは、白衣類の種類に応じて分かるように管理し、病院が求める際に提出できるよう整備すること。
- (8) 各上衣、白衣、にはそれぞれ桑名市総合医療センターのオリジナルマーク（工業用クリーニング対応熱圧着マーク「ピクト」有り）を別紙②の仕様にて添付すること。

## 9. 白衣類の集配業務

- (1) 洗濯する白衣類の納入および洗濯後の白衣類の回収は、曜日を定め週2回以上行うものとし、洗濯は回収日から次回集配日までに完了し、病院が指定した集配場所に納入する。なお、

集配日が祝日であっても納入および回収は行うものとする。

- (2) 国民の祝日および病院が定める休日等の長期休暇時については、病院と協議のうえ、病院運営に支障のないよう納入・回収に対応するものとする。

## 1 0. 白衣類の納入方法

- (1) 洗濯物納入については、原則ハンガースタンド（受託者負担）を設置し、納入すること。ハンガースタンドは指定された場所に備え付けるものとし、全ての白衣類が収まるように必要数を準備すること。なお、病院より追加の要望がある場合においても柔軟に対応すること。
- (2) ハンガースタンドには1枚ずつの洗濯物を掛け、部署別およびあいうえお順等それぞれ病院が指定する場所へ並べて納入すること。また、その際バーコードラベルの目視確認ができるようゆったりと並べること。
- (3) ハンガースタンドは洗濯物の重量に耐え得るものとし、破損や変形などが生じた場合は速やかに交換すること。
- (4) 納入・回収場所は病院の指定する場所とする。ただし、病院の運営上の都合により納入・回収箇所の増減・変更を行う場合があるが柔軟に対応すること。
- (5) 受託者は、病院の業務運営に支障をきたさないよう、院内・院外問わず清潔なりネン等の保有に努め、湿気、鼠害その他破損等については、常時必要な措置を講ずるものとする。

## 1 1. 白衣類の回収方法

- (1) 洗濯物の回収については、受託者が予め用意したランドリーカートを設置し、病院職員が入れる使用済み白衣類を週2回以上定期的に回収すること。
- (2) ランドリーカートは病院の指定する場所に備え付けること。
- (3) 回収時において、都度白衣類のポケット等に忘れ物がないかを確認し、忘れ物がある場合は、日付・部署名・個人名および忘れ物の物品名等を記入した袋などに該当する各1人ずつ入れ、病院担当者まで届けること。

## 1 2. 白衣類の保守

- (1) ボタン取れやほつれ、ファスナー等の破損の補修は速やかに受託者が行うこと。破損の補修は次回の集配の時までに完了し、納品すること。補修が困難なときは、新品を納入すること。修繕や交換を行うことで通常使用に支障が生じないようにすること。
- (2) パンツの裾上げが必要な白衣類については、採寸時の裾上げ寸法に従い、裾上げして期日までに納品すること。
- (3) メンテナンスに要する費用は受託者が負担すること。

## 1 3. 白衣類の交換

- (1) 平常業務の中で発生した汚れおよび破損等において、シミ抜きや補修により対応できない場合は白衣類を速やかに交換することとし、その費用については受託者の負担とする。
- (2) 体型の変化等生理的なサイズ交換を要した際も、前項と同様の対応を行うこと。

- (3) 前項及び前々項における交換については、汚れやシミ、破れ等について厳しくチェックし、一定の基準以上の物品であれば、再生（リユース）品の使用も可とする。ただし、病院が使用不可とした白衣類については速やかに新品交換することとする。

#### 1 4. 新規採用者および退職者の取扱い

- (1) 新規採用者がある場合は、病院の指示に基づき期日までに速やかに白衣類を供給すること。なお、受託者の在庫状況により、双方協議の上、再生（リユース）品にて対応することができるものとする。
- (2) 期日までの納入が難しい場合は、双方協議の上、臨時的に予備の白衣類を供給し、対応すること。
- (3) 年度初め等、数量が多くなる場合は、双方で協議し、納入期限を決定するものとする。
- (4) 退職などにより、不要となった白衣類は、返品分として回収し、受託者の負担にて適正に処理すること。

#### 1 5. 白衣類の臨時品対応

- (1) 病院より依頼がある場合、マタニティ型白衣類（ワンピースタイプおよびパンツタイプのどちらも対応可能であること）を受託者は無償で提供するものとする。
- (2) 緊急時の予備として、数枚の白衣類を常備し、迅速に対応すること。また、病院における採寸作業の効率化のため、各種数枚の予備の白衣類を無償で貸与すること。当該白衣類について、再生（リユース）品の使用を可とする。
- (3) 年度初め等において、新規採用者に対し採寸作業を実施するため採寸用の白衣類を無償で貸与すること。当該白衣類について、再生（リユース）品の使用を可とする。

#### 1 6. 導入準備

受託者は病院と協議のもと、下記のとおり導入準備を行うものとする。なお、導入準備等に係る一切の費用は、受託者の負担とする。

- (1) 受託者は、選定後速やかに白衣類の納入のため、職員の採寸作業を実施すること。なお、採寸に必要な備品等は受託者が準備すること。
- (2) 採寸作業は、病院と協議の上スケジュールを定めるものとし、期日までに納入ができるよう迅速に行うこと。
- (3) 採寸作業を締め切った後に入職者が発生した場合も柔軟に対応し、期日までの納入に努めること。また、注文後に退職することが判明した場合においても、同様に対応すること。
- (4) 納入については、部署別等病院が指定するよう分けて箱詰めし、病院が指定する日にちに分けて納入すること。また、それぞれ病院の指定する場所まで納入すること。なお、納入された白衣類に間違いがないかを病院職員立ち合いの元チェックの上、病院職員に対してそれぞれへ引渡すこと。
- (5) 採寸した職員のデータは、注文データとして管理し、病院が求める際には提出できるよう整備すること。これは契約期間中において継続して行うこと。

## 17. 洗濯工場の認定

受託者は、財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク「寝具類洗濯」の認定工場を有した洗濯工場とすること。また、当該業務が滞ることのないよう、社団法人日本病院寝具協会が当該業者の代行者となる旨の証明書を提出すること

### 【洗濯・消毒等に関する注意事項】

- ① 受託者若しくは受託者が契約する洗濯工場において洗濯した商品を利用者に提供する。
- ② 洗濯工場に関しては、洗濯から乾燥工程及び商品として提供できる状態にする工程まで同一工場で行う。
- ③ 商品を清潔に保つため、定期的に細菌測定検査等を行い、提供品が清潔であることを報告しなくてはならない（細菌・カビ等による感染防止のため）。
- ④ 洗濯・消毒等の基準、使用する洗剤、提供商品の洗濯回数及び仕上げ条件等に関しては、提供商品の用途に応じ、双方協議して定めるものとし、汚染等により基準外に必要なものについては、病院の指示により洗濯・消毒等を行う。
- ⑤ 洗濯物が血液、膿分泌物、糞便等により汚染された場合は、水溶性ビニール袋に入れた状態で回収を行い、開封することなく洗濯工場まで搬出する（ただし、院内で一次消毒が必要な場合は一次処理後院外へ搬出する）
- ⑥ 水溶性ビニール袋は、溶解温度バッグ/65℃以上、リボン/4℃以上となっており、熱湯消毒（温度80℃以上、洗濯時間10分以上）を行い、感染リスク軽減に努める。

## 18. 損害賠償責任

- (1) 衛生管理の欠陥により、病院または第三者に損害を与えた場合、病院の責に帰する場合は、その賠償責任を負うものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたって、病院または第三者に損害を与えた場合、病院の責に帰する場合は、その賠償責任を負うものとする。
- (3) 上記を担保するため、受託者は業務の履行について損害賠償保険等必要な保険に加入し、契約締結時にその写しを病院へ提出すること。

## 19. 受託者の責務

受託者は受託業務の遂行にあたり業務の専門性を十分に理解し、その円滑な運営に支障をきたすことのないようにするとともに、以下にあげる事項についてもその責務を果たすこと。また、病院職員および病院利用者に対しても遺漏のないよう万全を期し誠実に対応すること。

- (1) 受託者は、この業務の履行にあたり従事する従業員を指揮監督し、医療法、労働基準法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法および職業安定法ならびに、クリーニング業法その他業務に関する法令に全ての責任を負う。
- (2) 個人情報の保護および機密の保持
  - ① 個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない

ない。

- ② 業務に関して知ることのできた個人情報および秘密を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
  - ③ 本契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報および秘密を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないなど、個人情報の保護に関し、必要な事項を周知するものとする。
- (3) 受託者は病院の信用を失墜させるような行為をしてはならない。
  - (4) 受託者は、業務従事者に対して、業務の遂行に適する統一された服装および病院が認めた名札を着用させること。
  - (5) 受託者は、業務の円滑かつ適正な遂行のため、業務に必要な業務マニュアルを作成・提出すること。なお、変更があった場合は、都度提出すること。
  - (6) 受託者は、本契約の満了または解除に伴い、業務を引き継ぐ時は、当院の運営に支障のないよう十分な時間と内容をもって引継ぎを行うこと。

## 20. その他

- (1) 受託者は本業務に関して病院から調査、報告を求められたときは、結果を報告し、改善を求められた時は直ちに改善を行うこと。
- (2) 災害時等（天災・人災とも）において、病院から緊急の対応を求められた場合は、可能なかぎりこれに対応すること。
- (3) 敷地内は禁煙とする。
- (4) 受託者は委託された業務を第三者（系列会社は除く）に再委託してはならない。
- (5) 受託者は、本仕様書に定めのない細部の事項については、病院と協議の上実施するものとする。なお、病院から業務内容や業務遂行上の問題点等について協議の要請があった場合は、受託者の責任者および会社の業務責任者が出席のもと協議することとする。

■別紙①

番号	想定セット	品名	品番	色	想定対象人数
1	男性医師	白衣	CJ-3370	T ネイビー	100 名
		スクラブ(男女兼用)	SL-5092	ブラック	
		パンツ(男女兼用)	SL-5093	ブラック	
2	女性医師	白衣	CJ-3380	T ネイビー	55 名
		スクラブ(男女兼用)	SL-5092	ブラック	
		パンツ(男女兼用)	SL-5093	ブラック	
3	男性コメディカル	白衣	CJ-3370	T ネイビー	71 名
		男女兼用スクラブ	CFS-5412	T ネイビー	
		男女兼用パンツ	AY-4213	ネイビー	
4	女性コメディカル	白衣	CJ-3380	T ネイビー	97 名
		男女兼用スクラブ	CFS-5412	T ネイビー	
		男女兼用パンツ	AY-4213	ネイビー	
5	男性看護師	上衣	RT-5402	ラベンダー	38 名
		パンツ	AY-4213	ネイビー	
6	女性看護師	上衣	RT-5402	ラベンダー	475 名
		パンツ	AY-4213	ネイビー	
7	男性看護助手	上衣	RT-5402	ｸﾗﾌﾞ ﾈｲﾌﾞｰ	2 名
		パンツ	AY-4213	ネイビー	
8	女性看護助手	上衣	RT-5402	ｸﾗﾌﾞ ﾈｲﾌﾞｰ	11 名
		パンツ	AY-4213	ネイビー	
9	男性介護士	上衣	RT-5402	ｸﾗﾌﾞ ﾈｲﾌﾞｰ	3 名
		パンツ	AY-4213	ネイビー	
10	女性介護士	上衣	RT-5402	ｸﾗﾌﾞ ﾈｲﾌﾞｰ	16 名
		パンツ	AY-4213	ネイビー	
11	歯科衛生士	白衣	CJ-3380	T ネイビー	5 名
		男女兼用スクラブ	CFS-5412	T ネイビー	
		男女兼用パンツ	AY-4213	ネイビー	
12	事務職員	ベスト	FV36298-7	ネイビー	61 名
		スカート	FS45918-7	ネイビー	
		スカート(キュロット)	FC55248-7	ネイビー	
		長袖ブラウス	RB-4160	3 色	
		半袖ブラウス	RB-4554	3 色	

番号	想定セット	品名	品番	色	想定対象人数
13	事務職員(診療支援)	上衣	LH-6242	ネイビー	59名
		パンツ	LH-6203	ネイビー	

**【注意事項】**

- ① 医師の白衣類は項目の中より上限 12 枚を選択する。
- ② 事務職員は項目の中からベスト及びスカートを各 2 枚、ブラウスを長袖及び半袖の 3 色から計 4 枚を選択する。
- ③ それ以外の職種に関しては、それぞれの項目より上限 8 枚を選択する。
- ④ 医師のスクラブ上下については、賃貸借のみとする。
- ⑤ 上記は現時点での想定人数であり、数量を保証するものではない。

■別紙②

【オリジナルマーク】

マークは現在使用しているものと同様のものとする。また、桑名市が定める使用ガイドラインに沿って添付を行う。

サイズ：ヨコ 65.34mm×タテ 49.37mm

字体：丸ゴシックの英語表記

※添付位置およびサイズ（詳細調整）については、別途協議とする